

# [中国] マノロ・ブラニクの商標登録が 氏名権侵害とされた事案

最高人民法院，2022年6月24日判決

マノロ・ブラニクv. 国家知的財産権局，方宇宙（2021）最高法行再75号

猿 倉 健 司\*  
辻 晃 平\*\*

**抄 録** 中国における商標の冒認出願は国外の有名ブランドや著名人にとって長年の問題となってきた。本稿で紹介する判決において，中国最高人民法院は，一般的な要件として，中国の関連公衆が係争商標が特定の自然人を指し示していると認識し，当該商標付きの商品が当該自然人の許可を取得しているか或いは当該自然人と特定のつながりがあると認識しやすい場合に氏名権侵害に該当すると判断しつつ，係争商標の出願人に明らかな悪意がある場合には，当該要件を緩和し，当該自然人の知名度（国内外を問わない）を出願人が認識していれば商標登録が氏名権侵害にあたる旨を判示した。国外の著名人に関する冒認出願に関しては，2020年の最高人民法院判決（いわゆるマイケル・ジョーダン事件）が存在するが，本判決は，出願人に明らかな悪意がある場合に氏名権侵害の要件を緩和した点で，国外の有名ブランドや著名人の保護をさらに進めたところに意義があると考えられる。

## 目 次

1. はじめに
2. 事案の概要
3. 本件判決に至る商標審査委員会の裁定及び下級裁判所判決の概要
  3. 1 本件商標の登録出願段階
  3. 2 本件商標の無効宣告請求段階
4. 本判決（最高人民法院再審判決）の内容及び位置づけ
  4. 1 本判決の内容
  4. 2 本判決の位置づけ
5. 本判決の分析
  5. 1 一事不再理
  5. 2 氏名権の侵害
  5. 3 過去の裁判例との比較
6. 本判決を踏まえた冒認出願への対策
  6. 1 平時（紛争発生前）の対策
  6. 2 有事（紛争発生後）の対策
7. おわりに

## 1. はじめに

中国における商標の冒認出願（第三者が不正な目的を持って抜け駆けで出願すること）は，一旦商標登録が認められてしまうと，後から本人が中国でビジネスを行う場合に商標権侵害で提訴されるリスクを招くことから長年の問題となっており，日本の有名ブランドや著名人も頭を悩ませてきた。2022年6月24日，最高人民法院において，著名な靴ブランドである「MANOLO BLAHNIK」を運営するスペイン人デザイナーであるマノロ・ブラニク氏が，同氏と無関係の中国人実業家である方宇宙氏によって登録された商標（「MANOLO & BLAHNIK」及びその

\* 弁護士 Kenji SARUKURA

\*\* 弁護士 Kohei TSUJI

中国語表記である「马诺罗・贝丽嘉」。以下「本件商標」という。)について、無効宣告請求を提起した事案(以下「本件」という。)の結論が出された。最高人民法院は、本件商標はマノロ・ブラニク氏の氏名権を侵害すると判断し、本件商標の登録を取り消した。本件では本件商標の登録時に有効であった第二次改正商標法(通称2001年商標法)違反が問題となったが、その後に行われた第三次改正商標法(通称2013年商標法)及び第四次改正商標法(通称2019年商標法)に同じ規定が存続しているため、本件の判決(以下「本判決」という。)は現在においても参考になる。本稿では、本判決の経緯及び内容について解説した上で、類似の事件の判決内容にも触れながら、今後日本企業として取るべき対応のポイントについて論じる。

なお、本稿は、筆者らが現時点までに入手した資料をもとに執筆したものであり、また具体的な案件についての法的助言を行うものではないこと、本稿の意見にわたる部分は、筆者ら個人の見解を示すにとどまり筆者らが所属する法律事務所の見解ではないことに留意されたい。

## 2. 事案の概要

マノロ・ブラニク氏は、スペイン人の靴デザイナーであり、1970年にロンドンにおいて自身の名を冠した靴ブランド「MANOLO BLAHNIK」を設立し、世界的に有名なブランドへと成長させた。方宇舟氏は、中国において靴メーカーを営む中国人実業家であり、1999年1月に本件商標の登録出願を行った。マノロ・ブラニク氏は、本件商標の登録出願に対して異議申立を行ったが、当該異議申立は却下され、本件商標の登録が認められるに至った。そこで、マノロ・ブラニク氏は、本件商標について無効宣告請求を提起した。本件は、方宇舟氏による登録出願から最高人民法院判決まで20年を超える長期間にわたる紛争であった。本件の主な時系列及び手続

の流れは表1及び図1の通りである。

表1 本件時系列表

1999.1	方宇舟氏が、本件商標について中国商標局に商標登録出願。
2000.1	本件商標の登録出願が公告される。
2000.4	マノロ・ブラニク氏が、本件商標の登録出願に対し、中国商標局に異議申立を行う(図1①)。
2001.8	中国商標局が、マノロ・ブラニク氏の異議申立を却下。
2001.1	マノロ・ブラニク氏が、中国商標局の決定を不服として、商標評審委員会に不服審判請求 <sup>1)</sup> (図1②)。
2007.10	商標評審委員会が本件商標の登録を認める裁定。マノロ・ブラニク氏はこれを不服として、北京市第一中級人民法院に提訴(図1③)。
2008.12	北京市第一中級人民法院がマノロ・ブラニク氏の請求を棄却。マノロ・ブラニク氏はこれを不服として、北京市高級人民法院に控訴(図1④)。
2009.6	北京市高級人民法院がマノロ・ブラニク氏の控訴を棄却。
2014.6	マノロ・ブラニク氏が商標評審委員会に対して、本件商標の無効宣告請求(図1⑤)。
2015.9	商標評審委員会が権利維持の裁定。マノロ・ブラニク氏がこれを不服として北京市知識産権法院に提訴(図1⑥)。
2018.8	北京市知識産権法院がマノロ・ブラニク氏の請求を棄却。マノロ・ブラニク氏はこれを不服として、北京市高級人民法院に控訴(図1⑦)。
2019.11	北京市高級人民法院がマノロ・ブラニク氏の控訴を棄却。
2020.12	中国最高人民法院による再審決定(図1⑧)。
2022.6	再審の結果、中国最高人民法院が、本件商標の登録を取り消す(本判決)。

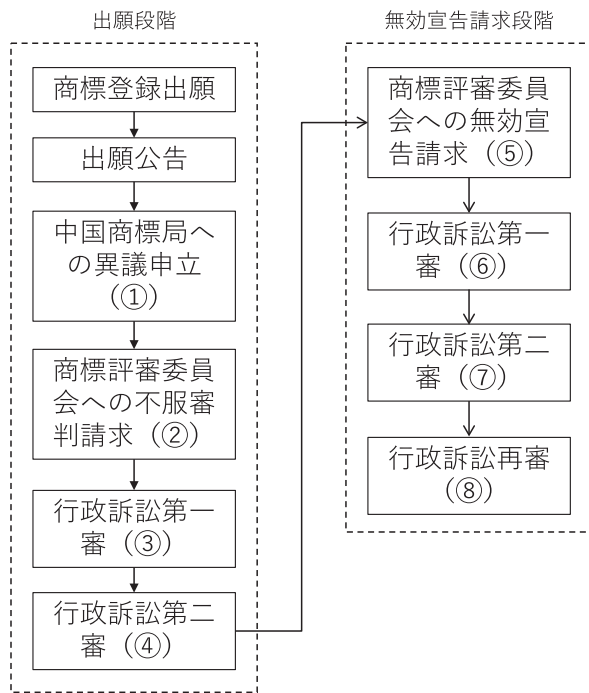


図1 本件の手続フローチャート

### 3. 本件判決に至る商標評審委員会の裁定及び下級裁判所判決の概要

以下、若干詳細にわたるが、本件判決を理解するうえで有用であり、また商標に関する中国の各手続の考え方を知る上での参考になる興味深い指摘もなされていることから、順を追って解説することとする。

#### 3. 1 本件商標の登録出願段階

##### (1) 2007年10月22日商標評審委員会裁定 (図1②)

商標評審委員会の裁定では、①本件商標が(a)中国で登録されていない他人の馳名商標（関連公衆に熟知されている商標）の複製、模倣、翻訳に当たるか（2001年商標法第13条）、または、(b)他人が既に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で先取り登録したか（2001年商標法第31条）、及び②本件商標が先行する他人の氏名権（「他の者の先の権利」）に対する侵害に当たるか（2001年商標法第31条。詳細は

後述する）が争点となった。

争点①について、商標評審委員会は、マノロ・ブラニク氏が自身の商標（「MANOLO BLAHNIK」）について、本件商標の登録出願前に中国で使用されて一定の影響力を有していたこと又は中国の関連公衆において周知であったことの証明が不十分であるとして、本件商標は(a)馳名商標（関連公衆に熟知されている商標）にも、(b)他人が既に使用している一定の影響のある商標にも該当しないと判断した。

争点②について、商標評審委員会は、本件商標がマノロ・ブラニク氏の氏名権に対する侵害となるか否かは、本件商標がマノロ・ブラニク氏の名称と同一であるか否か、本件商標の登録がマノロ・ブラニク氏の氏名権に損害を与えるか否かによって判断されるとした。そのうえで、商標評審委員会は、(i)本件商標の中国語表記（马诺罗·贝丽嘉）はマノロ・ブラニク氏の氏名の通常中国語訳ではない（マノロ・ブラニク氏も自身を「马诺姿·布拉尼克」と訳している）こと、(ii)マノロ・ブラニク氏は、中国の関連公衆が本件商標(MANOLO&BLAHNIK)と彼の名前を密接に関連付け、両者の間に対応関係が確立されていることを十分に証明しておらず、本件商標の登録がマノロ・ブラニク氏の氏名権に損害を与える可能性があるとは認められないことを理由として、本件商標は、先行する他人の氏名権（「他の者の先の権利」）を害する（2001年商標法第31条）ものではないとした。

以上を理由に、商標評審委員会は、本件商標の登録を認める裁定を下した。

##### (2) 2008年12月19日北京市第一中級人民法院判決（行政訴訟第一審）(図1③)

マノロ・ブラニク氏は、商標評審委員会の裁定を不服として、北京市第一中級人民法院に提訴したが、同法院は、本件商標は2001年商標法第13条（中国で登録されていない他人の馳名商

標の複製、模倣、翻訳)及び第31条(先行権利の侵害、先取り登録)に違反しないとして、マノロ・ブラニク氏の請求を棄却した。

### (3) 2009年6月19日北京市高級人民法院判決(行政訴訟第二審)(図1④)

マノロ・ブラニク氏は、上記判決を不服として、北京市高級人民法院に控訴したが、同法院も、同様の理由により、本件商標は2001年商標法第13条及び第31条に違反しないとして、マノロ・ブラニク氏の控訴を棄却した。

## 3. 2 本件商標の無効宣告請求段階

### (1) 2015年9月16日商標評審委員会裁定(図1⑤)

マノロ・ブラニク氏は、商標評審委員会に本件商標の無効宣告を請求した。商標評審委員会は、本件商標について、①2001年商標法第10条第1項第7号(誇大・欺瞞的な標章)及び第8号(社会主義道徳を害する標章)違反、②同第13条(中国で登録されていない他人の馳名商標の複製、模倣、翻訳)違反、及び③同第31条(先行権利の侵害、先取り登録)違反を争点として、以下説明する通り判断し、結論として、本件商標について無効事由は認められないとしてこれを維持する裁定を下した。

#### ア 2001年商標法第10条第1項第7号、第8号違反

2001年商標法第10条第1項第8号は、社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす標章を商標として使用してはならないと規定している。「社会主義の道徳」とは、国民の一般的な生活とその行動の規範・基準、及び一定期間内に社会に普及した良い習慣・風習を指し、「その他の悪影響」とは、商標の文字、図形その他の構成要素が中国の政治、経済、文化、宗教、民族その他の社会公共利益及び公序

に及ぼすマイナスの影響を指す。本件商標(MANOLO&BLAHNIK)は社会主義の道徳を害するなどの悪影響を与えるものではないので、本件商標の登録は2001年商標法第10条第1項第8号に違反しない。

また、2001年商標法第10条第1項第7号は、誇大な宣伝であり欺瞞性を帯びた標章を商標として使用してはならないと規定しているが、本件商標は欺瞞的なものではないから、2001年商標法第10条第1項第7号に違反しない。

#### イ 2001年商標法第13条違反

マノロ・ブラニク氏の国外における登録商標(「MANOLO」及び「BLAHNIK」)について、本件商標(MANOLO&BLAHNIK)の登録前に馳名商標が有すべき影響力や知名度を有していたことを十分に証明できていないため、本件商標の登録は2001年商標法第13条に違反するといえない。

#### ウ 2001年商標法第31条違反

2001年商標法第31条は、登録出願にかかる商標は、他人が有している先の権利を侵害するものであってはならないと規定している。「先の権利」(先行権利とも呼ばれる)とは、本件商標の登録出願日前に取得した商標権以外の権利のことであり、本件でマノロ・ブラニク氏が主張する先行権利は、自身の氏名に対する権利(氏名権)である。しかし、マノロ・ブラニク氏は、自身の氏名が本件商標の出願日前に関連公衆に知られていたことを証明できていない。さらに、本件商標はマノロ・ブラニク氏の氏名と同一ではないので、「他人が有している先の権利を侵害する」場合には当たらない。加えて、マノロ・ブラニク氏は、自身の商標が本件商標の指定商品に関して一定の影響力を有していたことを立証できておらず、「他人が既に使用し一定の影響を与えている商標を不正の手段によって先駆

けて出願する」場合にも当たらない。したがって、本件商標の登録は2001年商標法第31条に違反しない。

## (2) 2018年8月22日北京市知識産権法院判決（行政訴訟第一審）（図1⑥）

マノロ・ブラニク氏は、商標評審委員会の裁定を不服として、北京市知識産権法院に提訴した（本判決に係る第一審である）。マノロ・ブラニク氏は、本件商標について、2001年商標法第10条第1項第7号（誇大・欺瞞的な標章）及び第8号（社会主義道徳を害する標章）違反、第13条違反（馳名商標と混同させる商標）、第31条違反（先行権利侵害・先駆け出願）（詳細は、上記（1）を参照）に加え、第41条第1項違反（欺瞞的・不正な手段による登録）を主張した。方宇舟氏は、無効宣告請求手続に参加し<sup>2)</sup>、マノロ・ブラニク氏（原告）の各主張を争ったほか、原告の主張及び提出証拠が一事不再理の原則（商標評審委員会が既に審決を下している場合、同一の理由または事実による審判請求を禁じる原則）に違反すると主張した。

北京市知識産権法院は以下の通り判断し、マノロ・ブラニク氏の請求を棄却した。

### ア 一事不再理

原告が無効宣告請求手続（図1⑤）において主張した法的根拠は、2001年商標法第10条第1項第7号、第8号、第13条第1項、第31条、第41条第1項であり、このうち、第10条第1項第7号、第8号、第41条第1項は新たな法的根拠であるから、「一事不再理」に該当せず、本手続において審理可能である。一方、2001年商標法第13条第1項及び第31条違反の主張について、原告が無効宣告手続において新たに提出した証拠は、異議申立手続（図1①～④）と同様、原告の氏名及び「MANOLO BLAHNIK」の商標が本件商標の出願日より前に関連公衆に周知

であったことを立証趣旨とするものであり、かつ、異議申立手続において提出可能であったから、原告の2001年商標法第13条第1項及び第31条違反に基づく無効請求は一事不再理の原則に反する。

### イ 2001年商標法第10条第1項第8号違反

本件商標は中国の公益及び公序良俗に否定的な影響・悪影響を及ぼすものではないため、2001年商標法第10条第1項第8号（社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす標章を商標として使用してはならない。上記（1）ア参照）に違反しない。

### ウ 2001年商標法第41条第1項違反

2001年商標法第41条第1項は、欺瞞的手段又はその他の不正の手段によって取得した商標登録が取消の対象となる旨を規定しているが、これは、主に誠実信用の原則に反して商標登録出願を行い、偽りの手段により商標行政当局を欺いて登録を受け、または不正競争、違法な利益を得る目的で不誠実に登録を受けることを意味するものである。原告は本件商標の登録が偽りの手段又は不正競争、違法な利益を得る目的により取得されたことを十分に証明しておらず、第41条第1項違反は認められない。

## (3) 2019年11月4日北京市高級人民法院判決（行政訴訟第二審）（図1⑦）

マノロ・ブラニク氏は上記（2）の判決（第一審）を不服として、北京市高級人民法院に控訴したが、同法院は以下の通り判断し、マノロ・ブラニク氏の控訴を棄却した（本判決に係る第二審である）。北京市高級人民法院の判断は、第一審（上記（2））と概ね同じであるが、以下の点を補足した。

## ア 一事不再理

一事不再理の原則の対象外となる新事実とは、新証拠によって証明される事実であり、その新証拠は、前手続中又はその後に新たに発見されたもの、あるいは、客観的理由により前手続中に入手できなかった、または所定の期間内に提供できなかった証拠である必要がある。本件においてマノロ・ブラニクが提出した証拠については、(i) 本件商標の出願日よりかなり後に形成されたものであり、本件商標出願日以前のマノロ・ブラニク氏及びその商標の知名度を証明するものではないか、(ii) 前手続の後に新たに発生した事実ではなく、マノロ・ブラニク氏は前手続で提出することができたため、前手続において提出した証拠と実質的に異なる(新証拠としては認められない)。したがって、2001年商標法第13条第1項及び第31条に基づく無効請求は、一事不再理の原則を定めた2014年商標法実施条例第62条に反する。

## イ 2001年商標法第10条第1項第7号違反

2001年商標法第10条第1項第7号は「誇大かつ欺瞞的」な商標出願を禁止するが、これは、その商標の使用を指定された商品又は役務の品質その他の特性を固有の程度を超える程度に表現し、関連公衆にその商品又は役務の品質その他の特性について誤った認識を抱かせるおそれがあることをいう。本件商標(「马诺罗·贝丽嘉」及び「MANOLO&BLAHNIK」)は、使用を認められた商品の品質、機能等の特徴を誇張するものでないため、2001年商標法第10条第1項第7号に違反しない。

## 4. 本判決(最高人民法院再審判決)の内容及び位置づけ

### 4.1 本判決の内容

マノロ・ブラニク氏は上記3. 2(3)の判決(第

二審)を不服として、最高人民法院に対して再審請求を行った。これを受けて、最高人民法院は、本件商標がマノロ・ブラニク氏の氏名権を侵害するとして、本件商標を取り消した(図1⑧)。最高人民法院の判断は以下のとおりである。

### (1) 一事不再理

「商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件審理の若干問題に関する最高人民法院の規定」(2017年3月施行)第29条第1項は、「当事者が元の行政行為後に発見した新たな証拠、或いは元の行政手続において客観的原因により取得できなかった若しくは所定の期限までに提供できなかった証拠、或いは新たな法的根拠により提出した評審申請は、『同一の事実と理由』による評審申請の再度提出に該当しない。」と規定している。マノロ・ブラニク氏の香港と中国大陆における知名度に関する追加証拠、及び方方舟氏が実際の事業運営において悪意を持って有名ブランドを利用したという新証拠に着目すると、無効宣告請求手続において提出された新証拠が示す事実は異議申立手続における認定事実と大きく異なるから、前手続において提出された証拠と実質的に異なる「新事実」を構成し、一事不再理の原則に反しない。

### (2) 氏名権侵害

「商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件審理の若干問題に関する最高人民法院の規定」第20条第1項は、「当事者は係争商標がその氏名権を侵害していると主張し、関連公衆は当該商標標章が当該自然人を指し示していると認識し、当該商標付きの商品が当該自然人の許可を取得しているか或いは当該自然人と特定のつながりがあると認識しやすい場合、人民法院は当該商標が当該自然人の氏名権を侵害していると認定しなければならない。」と規定している。

本件では、以下の4つの事情から本件商標が

マノロ・ブラニク氏の氏名権を侵害しているといえる。

**ア 先行する名称の組み合わせが比較的ユニークであり、他人による創作的な偶然の一致の可能性がない**

マノロ・ブラニク氏の父親はチェコ人、母親はスペイン人であり、マノロはスペイン語の名前、ブラニクはチェコ語の苗字であり、この組み合わせは極めて珍しく、マノロ・ブラニク氏及びこれと同名のブランドを知らずに偶然の一致が起きたということはある得ない。本件商標の英語部分はマノロ・ブラニク氏の名前と完全に一致しており、中国語表記（「马诺罗・贝丽嘉」）は明らかに「MANOLO & BLAHNIK」の中国語訳である。方宇舟氏は商標の由来について合理的な説明をせず、「MANOLO BLAHNIK」が50年以上使用され、既に周知であった状況下において、方宇舟氏の商標登録出願は善意のものといえない。

**イ 本件商標の出願日前に、マノロ・ブラニク氏の氏名及び同名のブランドは、特定の業界において既に周知であり、関連公衆に知られていた**

係争商標の出願日前に、特定の商品又は役務の分野における商標権が他人の名称と関係を持ち、関連公衆に知られている場合、先行する氏名権及び同名のブランドに対する先使用权は保護すべきである。マノロ・ブラニク氏と同名のブランドは、本件商標が登録される以前（1999年）から香港、中国、その他の地域で使用され、関連する新聞や定期刊行物でも広く報道されており、MANOLO BLAHNIKは、フットウェア業界において一定の人気と影響力を持つブランドであった。

**ウ 外国の自然人の氏名および同名のブランドの人気を測定する場合、中国大陸における直接的な影響力のほか、外国および香港で形成された知名度に関する証拠が中国大陸に影響する程度も考慮する必要がある**

外国の自然人の氏名および同名のブランドの人気を測定する場合、第一に、中国大陸における影響力と社会的認知度、第二に、海外及び香港において形成された知名度に関する証拠が中国大陸に影響する程度を考慮しなければならない。特に、中国大陸に進出していないブランドが中国で保護を求める場合、国外での知名度に関する証拠が中国大陸に影響し、関連公衆における知名度を証明できるようなものであれば、当該証拠は法廷で認められる。本件商標の出願当時、MANOLO BLAHNIKは中国大陸の市場に参入していなかったが、マノロ・ブラニク氏と彼のブランドは、香港での長年の影響力と国際的人気をもって中国大陸に影響を及ぼすことが十分に可能であった。したがって、本件商標の出願日より前に、国外および香港におけるMANOLO BLAHNIKの知名度は中国大陸にある程度影響しており、関連公衆は本件商標がマノロ・ブラニク氏を指すと信じ、または本件商標を付した商品はマノロ・ブラニク氏からライセンスを受け、または同氏と特定の関係を有すると信じると結論づけることができる。

**エ 係争商標の出願人が明らかに悪質である場合、外国自然人の氏名及びその同名のブランドの知名度の立証は、商標の出願人に及ぶ範囲に限定することができる**

係争商標の出願人に明らかな悪意がある場合には、悪質な商標登録に対抗するため、外国人の名称及び同名ブランドの知名度についての立証要件をさらに低下させ、その知名度が商標の出願人への影響をいれればよい。方宇舟氏は、

本件商標出願日以前、マノロ・ブラニク氏の同業者として10年近くの経験を持ち、その製品は主にヨーロッパ、香港、台湾等に輸出されており、マノロ・ブラニク氏と同一名称のブランドであると知りながら、明らかに不正に登録を奪う意図で、全く同一名称の商標登録を申請したはずである。そして、実際の販売においても、方舟氏は、マノロ・ブラニク氏が独自にデザインし先行著作権を有するロゴ（図2参照）を侵害し、さらに、ラコステ、New Balance、GUCCI、BURBERRYなどの他の有名ブランドを模倣した疑いがある。このような靴業界における模倣品の製造・販売行為によれば、方舟氏が本件商標を不当に取得する意思を有していたことは明らかであり、本件商標の出願は、マノロ・ブラニク氏の先行する氏名権を侵害するものであった。

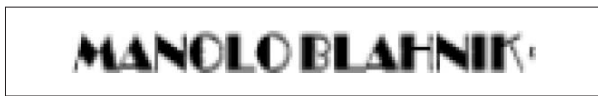


図2 方舟氏が著作権を侵害したとされるマノロ・ブラニク氏作成のロゴ

## 4. 2 本判決の位置づけ

本判決は、一事不再理の原則について、無効宣告請求手続における新たな提出証拠によって前の手続における提出証拠によって証明される事実と実質的に異なる新事実が証明されることを理由に同原則の適用を否定したMaggi事件（(2018)最高法行申8086号<sup>3)</sup>）を踏襲し、また、氏名権侵害について、係争商標が中国において著名であり関連公衆に熟知されており係争商標と氏名権を主張する者の間に安定した対応関係が形成されていることを理由に氏名権侵害を認めたマイケル・ジョーダン事件（(2018)最高法行再32号<sup>4)</sup>）と軌を一にするものである。

ただし、氏名権侵害との関係では、本件にお

いて、マイケル・ジョーダン事件の判断よりもさらに進んで、①外国の自然人の氏名および同名のブランドの人気を測定する場合に、二次的に外国および香港で形成された知名度の証拠が中国大陸に影響する程度も考慮する、②係争商標の出願人が明らかに悪質である場合には、外国自然人の氏名及びその同名のブランドの知名度の立証は、商標の出願人に影響するかどうかに限定することができるとして、氏名権侵害の要件を緩和したことが注目に値する。

## 5. 本判決の分析

前述のとおり、本判決では、①一事不再理の原則が適用されるか、及び、②本件商標の登録出願がマノロ・ブラニク氏の氏名権の侵害になるかが主な争点となったため、上記経緯の中で説明した内容に付加して、各争点について論じる。

### 5. 1 一事不再理

2014年商標法実施条例第62条は、「商標評審委員会が商標の審判請求に対して既に裁定または決定を下したときは、何人も同一の事実及び理由をもって再度審判を請求することができない。」としており、いわゆる一事不再理の原則を定めている。本件では、マノロ・ブラニク氏が、本件商標の無効宣告請求の前の手続である登録出願段階の異議申立手続（図1①～④）において、2001年商標法第13条及び第31条違反を主張していたため、無効宣告請求手続において同条違反を主張することが2014年商標法実施条例第62条に反しないかが問題となった。最高人民法院は、①マノロ・ブラニク氏の香港と中国大陸における知名度に関する追加証拠、及び②方舟氏が実際の事業運営において、有名ブランドを悪意を持って盗用したという新証拠に着目すると、無効宣告請求手続において提出された新証拠が示す事実が、前の手続（異議申立手続前）において提出された証拠と実質的に異な



る「新事実」を構成するとして、これらの証拠に基づく2001年商標法第13条及び第31条違反の主張は2014年商標法実施条例第62条に反しないとした。

新証拠が従前の手続における証拠が証明する事実と実質的に異なる新事実を構成するとして最高人民法院の判断過程は明らかでないが、異議申立手続と無効宣告請求手続において提出された証拠を比較することで最高人民法院の意図を推認することができる（このような検討は、今後の同様の紛争における立証手段として参考になるものと思われる。）。以下、説明する。

まず、異議申立手続（これに続く行政訴訟を含む）（上記3. 1）において、マノロ・ブラニク氏は以下の証拠を提出した（なお、無効宣告請求手続との比較において関連性のあるもののみを挙げている。）。

- ①「MANOLO BLAHNIK」に関する中国及び外国のウェブサイトの写し、中国・香港・台湾の雑誌記事、広告のコピー、外国の雑誌記事のコピー（ただし、中国語訳は未提出）、「MANOLO BLAHNIK」及びその製品を紹介する書籍のコピー、「MANOLO BLAHNIK」製品の全世界における販売・広告費情報のコピー等
- ②マノロ・ブラニク氏が世界各国で登録している「BLAHNIK」又は「MANOLO BLAHNIK」の商標の登録証のコピー、マノロ・ブラニク氏の自伝、中国及び外国のウェブサイトの写し、海外の雑誌記事、「MANOLO BLAHNIK」製品の全世界における販売・広告費情報のコピー、ファッション用語辞典等（以上は、行政訴訟第一審における補足証拠である。)
- ③マノロ・ブラニク氏の受賞歴及び報道、インターネットの検索結果、インターネット上の「MANOLO BLAHNIK」製品に関するレビュー記事、マノロ・ブラニク氏の全世界における商標登録証明書、香港及び海外の

「MANOLO BLAHNIK」のショッパの写真、その他報道等（以上は、行政訴訟第二審における補足証拠である。)

これに対して、無効宣告請求手続（これに続く行政訴訟を含む）（上記3. 2）において、マノロ・ブラニク氏は、以下の新証拠を提出した。

- ①異議申立手続で既に提出された外国語証拠の中国語訳
  - ②異議申立手続段階での商標評審委員会裁定後に実施した国立図書館の検索結果、多数のメディア報道、マノロ・ブラニク氏の氏名権を支持する判決、その他裁判例等
  - ③マノロ・ブラニク氏及び同名のブランド名「MANOLO BLAHNIK」の使用状況、国内外での継続的な知名度に関する報道、方宇舟氏の悪意に関する証拠等（以上は、行政訴訟第一審における補足証拠である。)
  - ④国立図書館の検索結果（以上は、行政訴訟第二審における補足証拠である。)
  - ⑤方宇舟氏が模倣靴の製造・販売に関与していた証拠、国内外の関連業界の著名人のマノロ・ブラニク氏の知名度に関する証言等（以上は、行政訴訟再審における補足証拠である。)
- 両手続で提出された証拠を比較すると、マノロ・ブラニク氏又は「MANOLO BLAHNIK」の知名度に関する証拠は、両手続で提出されており、提出された証拠の種類にも大きな違いはない。これに対し、方宇舟氏の悪意や同氏による模倣靴の製造・販売に関する証拠は、従前の異議申立手続においては一切提出されておらず、無効宣告請求手続において初めて提出されたことが分かる。最高人民法院は、①マノロ・ブラニク氏の香港と中国大陸における知名度に関する追加証拠、及び②方宇舟氏が実際の事業運営において悪意を持って有名ブランドを利用したという新証拠に着目したとしているものの、仮にマノロ・ブラニク氏が上記①の証拠しか提出していなかったとした場合、新証拠が実

質的に異なる「新事実」を構成するとの判断に至ったかどうかは不明確であり、本判決においては上記②の証拠がその判断の要素として重要視されたのではないと思われる。このことは、後述のとおり氏名権の侵害の判断において、知名度の立証の程度が緩和されたことから窺える。

## 5. 2 氏名権の侵害

上述のとおり、2001年商標法第31条は、「登録出願にかかる商標は、他人が有している先の権利を侵害するものであってはならず、他人が既に使用し一定の影響を与えている商標を不正の手段によって先駆けて出願するものであってはならない。」と規定している。中華人民共和國民法通則第99条はいかなる自然人も市民権としての氏名権を有する旨を規定しており、かかる氏名権は「先の権利」たり得る。もっとも、自然人の氏名に関するあらゆる冒認出願が氏名権侵害となるわけではなく、「関連公衆は当該商標標章が当該自然人を指し示していると認識し、当該商標付きの商品が当該自然人の許可を取得しているか或いは当該自然人と特定のつながりがあると認識しやすい場合」である必要がある（「商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件審理の若干問題に関する最高人民法院の規定」第20条第1項）。

上述のとおり、最高人民法院は、①マノロ・ブラニク氏の姓名の組合せ（チェコ語の姓とスペイン語の名）はユニークであり、本件商標とマノロ・ブラニク氏の氏名の一致は偶然ではないこと（悪意の出願であること）、②本件商標の出願日前に、マノロ・ブラニク氏及び「MANOLO BLAHNIK」は、靴業界において既に周知であり、関連公衆に知られていたこと、③マノロ・ブラニク氏及び「MANOLO BLAHNIK」は、海外及び香港において高い知名度を有し、かかる知名度が中国大陸に及んでいたこと、④様々な靴ブランドの模倣品の製造販売に従事してき

た方宇舟氏には明らかな悪意があり、マノロ・ブラニク氏及び「MANOLO BLAHNIK」を認識したうえで本件商標の出願を行ったことを理由に、本件商標がマノロ・ブラニク氏の氏名権を侵害すると認定した。

上記最高人民法院の判断は、係争商標の出願人に明らかな悪意がある場合には、海外の自然人及びブランドについて中国大陸外における知名度を出願人が知ってさえすれば（関連公衆に周知されていなかったとしても）、冒認出願が氏名権侵害にあたるものとするものである。マイケル・ジョーダン事件においては、同氏の世界的な知名度に鑑みて、中国大陸の関連公衆における周知性の認定が比較的容易であったと考えられるが、本判決は、そのような場合でなくても氏名権侵害が認められる道を開いたという点で、大きな意義があるといえる。もっとも、係争商標の出願人の悪意の程度によっては、上記と異なる判断がなされる可能性があることには留意すべきである。

## 5. 3 過去の裁判例との比較

中国では、これまでに海外の著名人及び有名ブランドに関する冒認出願が多く行われており、著名人・ブランド側が敗訴した事案も少なくない。たとえば、革製品について登録された商標「IPHONE」について、アップル社による使用差止請求が否定された事案<sup>5)</sup>や、エルメスの中国語表記（愛馬仕）と類似する商標「愛瑪仕」についてエルメス社の商標登録抹消請求が否定された事案<sup>6)</sup>が知られている。以下では、その一例として、無印良品及びNew Balanceの類似商標の出願に関する裁判例を取り上げ、本判決との異同について論じる。

### (1) 無印良品事件

日本の有名ブランドの冒認出願が問題となった事案として、無印良品に関する裁判例（(2012)

行提字第2号。以下「無印良品事件」という。)がよく知られている。無印良品事件では中国企業である海南南華実業貿易会社が、第24類の商品(タオル、枕カバー、布団カバー等)を対象として「无印良品」(筆者注:「无」は「無」の簡略体である。)の商標登録出願を行った(なお、同商標権は、その後、北京棉田紡績品有限公司に譲渡された。。「無印良品」ブランドを運営する株式会社良品計画(以下「良品計画」という。)は、「无印良品」の出願登録前に「無印良品」の商標出願登録をしていたが、同出願は第16類、第20類、第21類、第35類及び第41類のみを対象としており、第24類を含んでいなかった。良品計画は「无印良品」の登録出願に対して異議申立を行ったが、中国商標局によって却下され、その後の商標評審委員会に対する不服審査及びこれに続く行政訴訟(第一審及び第二審)においても良品計画の異議は認められなかったため、良品計画は最高人民法院に対して再審請求を行った。

無印良品事件では、「无印良品」の登録出願が2001年商標法第31条の「他人が既に使用し一定の影響を与えている商標を不正の手段によって先駆けて出願」に該当するかが争点となった。最高人民法院は、①良品計画は、「無印良品」が「无印良品」の出願前に日本や香港で使用されたこと及びこれらの地域で知名度を証明したのみで、「無印良品」が中国大陸において第24類の商品について既に使用され一定の影響を有していたことを証明できていないこと、②良品計画は、中国大陸のメーカーに第24類の輸出向け商品のOEM製造をさせているのみで、中国大陸内で宣伝活動や報道が行われていないため、「他人が既に使用し一定の影響を与えている商標」に該当しないことを理由に、「无印良品」が2001年商標法第31条に違反しないと判断した。

無印良品事件は、2001年商標法第31条違反の

うち、不正の手段による先駆け出願が争点となっており、先行権利(氏名権)の侵害が争点となった本判決の射程が直ちに及ぶものではないと思われるが(なお、上記のとおり本判決に先立つ異議申立手続(上記図1 ①~④)においては、不正の手段による先駆け出願も争点となっている。)、本判決の意図が冒認出願者によるフリーライドを防止することにあったと理解すれば、本判決における最高人民法院の考え、ないしその趣旨は無印良品事件に及ぶと解することは十分に可能である。なお、無印良品は、「無印良品」との商号を使用する権利(商号権)を先行権利として主張し、海南南華実業貿易公司による「无印良品」の出願が2001年商標法第31条違反(先行権利の侵害)に該当すると主張することも考えられた。この場合、本判決の射程が及ぶという議論もあろう。そして、無印良品事件にも本判決の射程が及ぶという前提に立てば、「無印良品」の日本や香港における知名度が中国大陸に及んでいたと主張することで中国大陸における「無印良品」の知名度が認められた可能性も十分にあるのではないか。これに加えて出願人の悪意を立証することができれば、「无印良品」が2001年商標法第31条に違反すると判断された可能性も否定できない。

## (2) New Balance事件

有名ブランドに関する冒認出願が問題となった直近の例として米国の有名な靴ブランドであるNew Balanceに関する判決((2020)京行終6686号。以下「New Balance事件」という。)がある。New Balance事件では、中国人実業家である周乐伦氏が「新百伦」(筆者注:New Balanceの中国語表記の一つとされているが、この点については争いがある。)の商標登録出願を行い、New Balance社の異議申立にもかかわらず同商標は商標登録された。そこで、New Balance社は「新百伦」について無効宣告請求

を行ったが、商標評審委員会は同商標を維持する裁定を行ったため、New Balance社はこれを不服として北京市知識産権法院に提訴した。しかしながら、北京市知識産権法院がNew Balance社の請求を棄却したため、同社は北京市高級人民法院に控訴した。

New Balance事件では、「新百伦」がNew Balance社の先行商号権を侵害するか（2001年商標法第31条違反）が問題となった。北京市高級人民法院は、①「新百伦」の出願前に、New Balance社の中国関連会社が新百伦運動用品（深圳）有限公司に名称変更し、「新百伦」を同社製品のプロモーションに使用していたものの、周乐伦氏は同社が「新百伦」を使用し始めるより前に「百伦」の商標登録を行っており、最高人民法院がNew Balance社の別の中国関連会社（新百伦貿易（中国）有限公司）による「百伦」の使用が当該商標権を侵害する旨の判断を既に下していること、②New Balance社が提出した「新百伦」の使用に関する証拠は、「新百伦」の出願前のものがほとんどなく、出願時におけるNew Balanceの商標としての「新百伦」の知名度及び影響力を証明するに足りないことを理由に、New Balance社の先行権利（商号権）を否定した。

New Balance事件は、①New Balance社が「新百伦」を使用する前から、出願人が長期間にわたり「新百伦」と一文字しか異ならない商標（「百伦」）を登録し使用していたという点が本件と大きく異なる。また、②「新百伦」はNew Balanceの中国語の意味と異なり、「新百伦」とNew Balanceの文字構成、呼称及び全体の視覚効果が著しく異なる、③New Balance社が中国における自社名を「新平衡」とし、また、New Balance社が初めて中国市場に進出した際、「纽巴伦」と表記していたという事情もあり、本件商標（「MANOLO & BLAHNIK」及び「马诺罗・贝丽嘉」）とは異なり、「新百伦」とNew

Balanceとの間に安定した対応関係がないという点も考慮されたものと思われる。

## 6. 本判決を踏まえた冒認出願への対策

中国の商標法は、特に近年の米中摩擦を背景として、外国商標を保護する方向へと進んでいる。たとえば、直近の第四次改正（2019年施行）では、使用を目的としない悪意による商標登録出願が拒絶理由に追加された（第4条。なお同条違反は、異議申立理由、無効理由ともなる。）ほか、商標権侵害についての法定賠償額の上限の引上げ（第63条第3項）や裁判所が商標紛争事件を審理する際の偽造商品及びその製造に使われる材料、道具の廃棄処分命令等の明記（同第4項、第5項）がなされた。かかる改正は、本件判決の結論に直接影響を与えた訳ではないが、中国における商標に対する取り組み姿勢を端的に示すものとは言える（ただし、その実効性については疑問がないわけではない）。しかしながら、依然として中国における冒認出願は問題となっており、最近では東京オリンピック出場選手の氏名に関する大量の商標登録申請が行われたことが記憶に新しい。特に、日本の著名人やブランドは中国でも人気であることから、ターゲットとなりやすい。以下では、日本企業が講じるべき対策について、平時（紛争発生前）と有事（紛争発生後）に分けて簡潔に論じる。

### 6. 1 平時（紛争発生前）の対策

将来的に中国市場への進出を考えている企業、またその可能性がある企業は、いうまでもなく早期に中国での商標出願を行うことが望ましいということになる。また、香港・マカオ・台湾における商標出願を検討している企業についても、併せて中国大陸でも商標出願を行うことが望ましい。これらの地域は一つの文化圏として捉えることができ、いずれかの地域で有名

になったブランドは早晩中国大陸でも有名となり、冒認出願のリスクにさらされるからである。本件でも、本件商標出願時点でMANOLO BLAHNIKは中国大陸に未進出であったものの、既に香港に進出して高い知名度を有していたがために冒認出願のターゲットとなった。

なお、New Balance事件に鑑み、中国語表記で商標出願を行う場合には、どのような表記にすべきか、また複数の表記（複数の組み合わせによる表記を含む）について商標出願を行うかを十分に検討しておくべきである。また、できるだけ多くの指定商品・指定役務について出願することが望ましいことはいうまでもないが、出願費用その他のコストや、当該指定商品・指定役務について将来に当該商標を使用する可能性があるか（特定の指定商品・指定役務について登録商標を使用していない場合、不使用商標の取消の対象となる（2019年商標法第49条第2項））といった事情も考慮したうえで検討せざるをえない。もっとも、被服、履物、日用品など、冒認出願者による製造が容易な商品については出願対象に含めた方が安全であるとはいえる。

加えて、商標出願を行うにあたっては、すでに冒認出願がされていないかを事前に確認しておく必要がある。なお、無印良品事件のように簡体字表記で出願されている場合やNew Balance事件のように複数の表記が考えられる場合があるので、考えられる様々な表記で確認をすることが必要不可欠となる。

商標出願後も、冒認出願がされていないか、定期的に監視しておくことが望ましい。その一方で、潜在的な紛争に備え、自社ブランドの知名度やその影響力の立証準備を行っておくという観点も重要である。本判決からも分かるとおり、紛争が生じた場合には、ブランドの知名度やその影響力をどれだけ立証できるかが決定的に重要となる。具体的には、中国大陸における報道・雑誌記事のほかソーシャルメディアの投

稿などを随時チェックしたうえで、保存・記録化しておくことが考えられる。報道や雑誌記事については事後に探索することも可能であるが、ソーシャルメディアの投稿については投稿時点における投稿者のフォロワー数も重要な情報であると考えられるため、リアルタイムで情報収集しておくことが特に重要である。これに加え、中国大陸以外の国、地域における報道・雑誌記事、ソーシャルメディアの投稿についても随時保存しておくのが望ましい。

## 6. 2 有事（紛争発生後）の対策

冒認出願（又はその疑いがある登録出願・登録商標）を発見した場合、速やかに法的手段を採るべきである。出願段階であれば直ちに異議申立を行い、既に登録済であれば取消申立（不使用商標について）や無効宣告請求を行うことになる。異議申立手続や無効宣告手続では、自社ブランドの知名度及びその影響力と相手方の悪質性の両面での立証活動が重要である。前者については、前述の平時の対策で述べた報道、雑誌記事、ソーシャルメディアの投稿に加え、場合によっては業界関係者の意見書を提出することも考えられる。後者については、相手方の冒認出願にかかる商標の使用の実態（商品デザイン、ウェブサイト、店舗の類似性）、相手方の過去の訴訟歴（冒認出願を理由に提訴されていないか）、相手方が他に有名ブランドにかかる冒認出願、模倣品の製造販売を行っていないかといった事情を探索し、立証することが有益である。

もっとも、そのような対応は容易ではなく、これらの対策を適時に行うためには、現地の法律事務所と緊密なネットワークを有する法律事務所に依頼することが肝要である。

## 7. おわりに

本判決は、国外の有名ブランドや著名人の保

護を大きく進めた意義のある判決であるが、他方で本件の解決に20年以上もの年月を要したことを考えると、中国における冒認出願が日本企業に与える影響は依然として大きいと言わざるをえない。本判決をみると、冒認出願に対抗するにあたっては、自身のブランド若しくは氏名の知名度又は冒認出願者の悪意を適時に立証できるか否かが決定的に重要であることが分かる。

本判決を前提とすれば、日本企業としては、自社名又はブランドの知名度の証拠となる資料を継続的に収集するとともに、有事の際に迅速に対応できる体制を整備することが肝要である。

## 注 記

- 1) 現行法下では、異議申立が却下されると直ちに商標登録が行われ、不服審査以降の手続は実施されないことに留意されたい。
- 2) 無効宣告請求手続において、商標出願者は紛争当事者ではなく第三者として参加することになる。
- 3) 食品ブランド「MAGGI」の商標権を有するネスレ社と無関係の第三者が、家庭用セラミック製品区分において「Maggi」の商標登録を行ったため、ネスレ社が上記商標の無効宣告請求をした事案。
- 4) 著名なアメリカの元プロバスケットボール選手であるマイケル・ジョーダン氏と無関係の第三者が「乔丹」（ジョーダンの中国語表記）の商標登録を行ったため、マイケル・ジョーダン氏が

上記商標の無効宣告請求をした事案。

- 5) トムソン・ロイター社, Apple loses China trademark case for 'iPhone' on leather goods  
<https://www.reuters.com/article/us-apple-china-idUSKCN0XV0YH>
- 6) 王亚东, Foreign enterprises ignore sound trademark strategies at their peril  
<https://law.asia/foreign-enterprises-ignore-sound-trademark-strategies-at-their-peril/>

## 参考文献

- ・雷用剑, 明星楠, 最高人民法院再审改判——保护姓名权, 让Manolo Blahnik在中国做回了自己  
[http://www.360doc.com/content/22/0830/13/79001134\\_1045870748.shtml](http://www.360doc.com/content/22/0830/13/79001134_1045870748.shtml)
  - ・岩井智子, 改正中国商標法－WTO加盟に伴う中国商標実務の変化－, pp.219～252 (2003), 財団法人経済産業調査会出版部
  - ・馬彦華, 中国商標法と実務 第三次改正対応<詳細版>, pp.460～497 (2016), 一般財団法人経済産業調査会
  - ・遠藤誠, 知財管理, Vol.70, No.12, pp.1795～1808 (2020)
  - ・日本貿易振興機構, 中国・改正商標法マニュアル, pp.74～77 (2015)
  - ・日本貿易振興機構, 中国商標権冒認出願対策マニュアル2009年改訂増補版, pp.5～77 (2009)
- (URL参照日は全て2023年1月16日)

(原稿受領日 2022年11月24日)